

平成29年行政監査（システム監査）実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成29年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査の対象

システム投資の有効性について

2 監査の目的

情報システムは、都の業務運営を支える重要な基盤となっている。また、地方公共団体における内部統制の重要性が高まり、事務処理上のリスク回避や事務の適正性の確保がより一層求められる中、今後は、情報システムにおける内部統制の取組みを強化することが必要である。

これまで都では、情報システムの評価について「システムアセスメント」制度を設け、IT統括管理部門がシステムの企画段階から関与をしている。また、全庁的なシステムの整備方針については、「今後のIT化取組方針」（平成19年9月）等を定め取り組んできた。

都における情報システムの経費は多額であり、IT統括管理部門が、システムのライフサイクル全般を通じて、全庁横断的な視点から、新規案件等の選定や方向付けをすることは、システム投資の有効性を担保するとともに、都の情報システムに係る内部統制にとって重要な取組である。

そこで、都の情報システムに係る内部統制の強化に資することを目的に、「システム投資の有効性について」をテーマとして、行政監査を実施する。

3 監査の観点

ア システムアセスメントについて、定性的評価と定量的評価を組み合わせるなど、その評価手法は有効であるか。

イ 投資の有効性について財務面及び非財務面（業務改革への貢献度や全庁的なシステムの整備方針との適合等）を客観的に判断できる評価基準となっているか。

ウ 評価体制は、全庁的な視点や客観的な立場に立って評価できる体制となっているか。

エ IT統括部門が中心となって、導入・運用コストを含めた情報資産の把握を行っているか。

オ 費用の総額を抑制する仕組みとして、複数部署で共通的に利用する機能への対応（重複排除やシステム統合等）や技術的側面での対応（使用するソフトウェアや端末の規格の統一等）が行われているか。

カ 公営企業局においては、情報システムの状況はどのようになっているか。

4 監査手法

外部委託により、専門家の支援及び助言を得て監査を行う。実地監査に当たっては、監査事務局職員に受託者が同行する。

5 監査期間

平成29年7月3日（月）から平成30年2月1日（木）まで（講評を含む。）

6 監査対象局

総務局及び公営企業局のほか必要に応じて関係する局等を対象とする。

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。